

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 岡部 宗茂
同 藤原 哲之
同 福吉 智徳

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査）の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
財政援助団体 監査	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財課	宗教法人岡山神社	市指定重要文化財岡山神社随神門保存修理補助金
	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	岡山芸術交流実行委員会	岡山芸術交流実行委員会負担金
出資団体監査	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課	一般社団法人岡山市老人クラブ連合会	団体に対する出資者としての指導監督業務
公の施設の 指定管理者監査	北区役所 地域整備課（所管課） 都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課（所管元課）	北長瀬未来ふれあいパートナーズ	北長瀬未来ふれあい総合公園管理業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和7年1, 2月に実施した財政援助団体等監査に伴い, 所管課の令和5年度の事務が, 法令等にのっとり適正に行われているかを主眼とし, 抽出した関係書類について, 岡山市監査基準に準拠して証憑突合, 質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 補助金等の執行に係る所管課業務について

令和5年度における補助金等の執行に係る所管課業務について, 関係書類等を予備監査した。その結果, 改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの, おおむね適正に処理されていた。

(2) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和5年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について, 関係書類等を予備監査した。その結果, 改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの, おおむね適正に処理されていた。

(3) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和5年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について, 関係書類等を予備監査した。その結果, 今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの, おおむね適正に処理されていた。

なお, 改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は, 記述を省略した。